

J R北上線通勤定期券購入促進事業実施要領

J R北上線利用促進協議会

1. 主旨

J R北上線を新たに通勤手段に選択された企業や団体等のP Rを北上線の列車車内に広告することで、同線の利用促進を図るもの。

2. 事業内容

(1) 北上線を1区間でも含む新規の通勤定期券を協議会が定める枚数以上購入した企業や団体等の広告(以下「企業広告」という。)を、J R北上線の全ての定期列車車内に広告する。

(2) 協議会が定める枚数は2枚とする。ただし、申請状況により変更する場合がある。

(3) 車内広告のサイズはB3版横長とし、うち企業広告のサイズは、縦24cm、横50cmとする。

(4) 広告の掲示期間は、1回の申請につき1か月間とする。なお、掲示開始の時期については申請後、別途通知する。

3. 広告を掲載することができるもの

広告を掲載することができるものは、岩手県内又は秋田県内に住所又は事業所、営業所等を有する者とする。

4. 広告を掲載しない業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 各種法令に違反しているもの

(2) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

(5) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者

(6) その他広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの

- イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
- エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
- オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
- カ 医療行為に類似したサービス又は医療用具器具に類似した商品に関するもの
- キ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び消費者金融に関するもの
- ク ギャンブルに係るもの。ただし、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県等が発行する宝くじに関するものを除く。
- ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中のもの

5. 対象としない広告

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 個人又は団体の意見広告

イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な車内景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 色又はデザイン等が車内景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起させるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの

ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの

エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）

イ 射幸心をあおる表示又は表現

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

カ 他人名義の広告

キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(11) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

(12) その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 投機を著しくあおる表現のもの

オ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

カ 占い、運勢判断などに関するもの

キ 通貨及び郵便切手の複写の使用

ク 謝罪、釈明などのもの

ケ 尋ね人、養子縁組などのもの

コ 暴力団又は暴力団員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

(13) 株式会社ジェイアール東日本企画が定める広告取扱い基準に該当するもの。次に該当するものをいう。

ア 関係諸法規に違反しているもの

イ 国際法規に違反したり信義を損なうもの

ウ 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの

エ 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの

オ 詐欺的なものや不良商法など、不利益を及ぼすもの

カ 虚偽、誇大な表現により誤認を与えるもの

キ 犯罪や暴力、売春、買春、麻薬などを肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの

ク 青少年の健全な育成を妨げるもの

ケ 過度に射幸心、投機心をあおるものや、享乐的な面を強調しているもの

コ 他人の肖像や氏名、談話、著作物など無断で使用しているもの

サ 誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害などにより、基本的人権を損なうもの

シ 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職業、学歴、年齢、思想信条などで不当に差別するもの

ス 露骨で猥褻な性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの

セ 醜悪、残虐、猟奇的な表現により、不快感や恐怖心を起こさせるもの

- ソ 非科学的な根拠などにより、人心を惑わせるものや、恐怖心、不安感を起こさせるもの
- タ 特定の政治活動と判断されるもの
- チ 思想信条などにおいて、中立的立場を欠くと判断されるもの
- ツ 広告の内容が係争中のもの
- テ 広告主が事件を引き起こし、社会的に糾弾されており、利用者に不利益が及ぶもの
- ト 鉄道事業の業務に、支障及び不利益を及ぼすもの
- ナ 公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの
- ニ その他、株式会社ジェイアール東日本企画が不相当と判断するもの

6. 広告の掲載料等

- (1) 広告掲載料、広告作成に係る印刷料は J R 北上線利用促進協議会が負担する。
- (2) 企業広告に係る広告デザイン等の作成に要する費用は申請者の負担とする。

7. 募集期間及び定期券の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月末（協議会予算終了次第終了）

なお、新規の通勤定期券で有効開始日が募集期間内のものを対象とし、募集期間内に予算が終了した場合は、有効開始日にかかわらず掲載することはできない。

また、新規の通勤定期券のみが対象となるが、1 か月・3 か月・6 か月いずれの定期券も対象とする。

例：令和 6 年 3 月 31 日～令和 6 年 9 月 30 日の 6 ヶ月定期券→対象外

令和 7 年 2 月 28 日～令和 7 年 3 月 27 日の 1 ヶ月定期券→対象

8. 申請手続

申請者は次のデータを添付し、J R 北上線利用促進協議会事務局（以下「協議会」という。）へメールで申請するものとする。

- (1) 購入した定期券（協議会が定めた枚数以上）の画像データ
 - ・定期券の画像データ（定期券の「写し」）は、券面の氏名・性別・年齢の部分（以下、個人情報という）が見えない加工をした画像データを提出すること。なお、実際に利用する定期券は加工せず、画像データ（定期券の「写し」）を加工し提出すること。
- (2) 希望する企業広告データ【広告サイズ縦 24 cm、横 50 cm 厳守】（ひな形 1 参照）
 - ・希望する企業広告データは ai データ（イラストレーター）を基本とするが、不可能な場合は PDF、Word、PPT データも可とする。
 - ・車内広告は、協議会イラストレーターで作成した B 3 版定型原稿（ひな形）に、申請者からメール送付された企業広告データをそのまま張り付けて広告原稿とする。（デザイン、修正等を行わない。）
 - ・なお、広告サイズ縦 24 cm、横 50 cm での企業広告データの提出が困難な場合、企業ロゴ以外の企業紹介等について、申請時にメール本文で提出することも可とする。

(ひな形2参照)

9. 申請先

J R北上線利用促進協議会事務局 西和賀町企画財政課 電話 0197-82-3284

E-mail : kikaku@town.nishiwaga.lg.jp

10. その他

- (1) 広告は先着順で実施し、予算額に達した時点で終了する。
- (2) 広告の掲載された車両がJ R北上線以外の路線で運転する場合がある。
- (3) 提出された定期券の画像データ(定期券の「写し」)が明瞭ではない(個人情報を除き)明瞭ではない場合、広告掲載の対象としない場合がある。
- (4) 申請に係る企業・団体等の情報及び個人情報は、本事業に必要な範囲で使用する。